

## ジュゴン (*Dugong dugon*)とその分布域における生息地の保全と管理に関する覚書 (MoU)

署名国は、

ジュゴンの分布域にわたって、その個体群が深刻な脅威にさらされていること、および効果的な保全と管理には、統合的なエコシステム・アプローチが要求されていることを認識し、

ジュゴンは広域にわたって移動し分散すること、そしてそれらの生存は、広域の海洋および沿岸の生息地における保全と管理に依存しているということを理解し、

ジュゴンの個体数に直接的・間接的に脅威を与えうる人間活動は、生息地の破壊や改変、沿岸開発、汚染、漁業、船の衝突、持続可能でない狩猟または密漁、規制のない養殖と観光などであるということを確認、

いくつかの漁業活動が責任をもって行われている一方で、沿岸での底引き網漁や流し網漁のような、あるいは遠洋漁業国の船による操業も含んだ、いくつかの形態の漁具によって、ジュゴンが傷つけられていることを憂慮し、

海草藻場の重要性を強調しつつ、ジュゴンの個体数およびそれらの生息地の保全と管理に関して、責任を共有していることを認め、

覚書 (MoU) の履行を促進しうる資金や人材による貢献をなす国々や、自国民や自国船が地域のジュゴンに影響を及ぼしうる活動を行っている国々を関与させることが望ましいということを確認し、

「移動性野生動物種の保全に関する条約」(CMS・ボン条約)、および、「絶滅のおそれのある野生動物種の国際取引に関する条約」(CITES・ワシントン条約)における、それぞれの付属書によって、ジュゴンに保全活動の優先度があるということに留意し、

ボン条約 (CMS) は移動性生物種を保全するために国際的な協力活動を求めていること、および、ボン条約 (CMS) 第 4 条は、締約国に、移動性生物種の個体数に関して、法的拘束力のない協定を含めて、何らかの協定を結ぶよう促していることに留意し、

また締約国に、適切である場合には、覚書 (MoU) などを利用することを通じて、条約の精神の範囲内で、ボン条約 (CMS) 第 4 条第 4 項を履行するよう勧告した第 2 回ボン条約 (CMS) 締約国会議の決議 2.6 を想起し、

さらに、第7回・第8回ボン条約(CMS)締約国会議における勧告7.5と決議8.5が、分布域の国々に対し、各国どうして協力すること、必要に応じて、種の分布域全域で、ジュゴンを保全し管理するための覚書(MoU)および保全管理計画の立案と締結に積極的に参加することを、要求していることに留意し、

ジュゴンとそれらが依存している生息地の保全状態を改善するために、緊密に連携して活動することを希望している旨表明する。この目的のために、協働の精神のもと、この覚書(MoU)に署名した国々は、以下の同意に達した。

1. 適切である場合には、許可されている国々における、生業のためのジュゴンの慣習的な利用に配慮しながら、ジュゴンとそれらが依存する生息地の好ましい保全状態を回復する。あるいは適切な場合には維持するために、緊密に協力するよう努力する。
2. その地域の種の法的な保護を向上させるために、ジュゴンとその生息地の保全管理にとって最も適切な国際制度に加わることを考慮する。
3. 必要な場合には、ジュゴンとそれらの生息地の保全管理に関係する、国の法律や規制を、見直し、形成し、改訂し、調和させるよう、あらゆる取組を行う。
4. 必要な資金の入手可能性に従って、本覚書(MoU)に付属する保全管理計画を履行する。保全管理計画は次のことに取り組む。
  - (a) ジュゴンの死亡に関する直接的および間接的な原因
  - (b) ジュゴンの個体数の調査とモニタリング
  - (c) 生息地の保護、保全、および管理
  - (d) ジュゴンの重要な生息地への調査とモニタリング
  - (e) ジュゴンの保全に対する認識の向上
  - (f) 国家的、広域的および国際的な協力
  - (g) 覚書(MoU)の履行
  - (h) ジュゴンおよび生息地の法的な保護
  - (i) すべてのレベルでの能力開発
5. 署名国間の活動について意思疎通を図ること、報告すること、促進することによって、また会合を召集するといった署名国が指定した機能を果たすことによって、この覚書(MoU)の運営と履行を支援するために、署名国の総意による決定に従い、適切な団体や研究機関内に事務局を設立する。

6. 関連する各署名国の代表、およびジュゴンの保全管理に技術的に適任の人々や団体が出席する定例会合において、この覚書(MoU)の履行と保全管理計画を評価する。
7. 保全管理計画に関連する活動の実施を促進するために、保全管理手法の調整や、関係団体と承認された専門家との間の協調を図り、必要な関連情報を適宜交換することを促進する。
8. 署名国の間での意思疎通を図るため、および覚書(MoU)のもとでの活動を履行するために、適切な国家の部局を連絡窓口として指定し、当該部局の連絡先の詳細(およびその変更)を事務局に伝える。
9. 第一回署名国会合で定める頻度で、事務局に対し、覚書(MoU)の履行についての定期報告を行う。事務局は、受け取った国別報告書を、署名国が利用しやすいようにし、覚書(MoU)と保全管理計画を履行するためになされる進展の度合いに関する定期的な検討を準備する。
10. 資金を得ることの必要性と可能性、および以下のような目的のための特別基金の設立を、署名国の第一回会合で評価し、定期的に再検討する。
  - a) 事務局の運営と、覚書(MoU)をもとにした活動のために必要な費用をまかなうこと
  - b) 署名国が、覚書(MoU)のもとで責任を果たすことを支援すること

## 基本原則

11. この覚書(MoU)はボン条約(CMS)第4条第4項のもとでの同意であり、それは法的拘束力をもたない。
12. 保全管理計画は、この覚書(MoU)にとって不可欠の部分である。
13. この覚書(MoU)は、ジュゴンの分布域にあるあらゆる国々の署名を受け入れる。それは二カ国の署名をもって発効する。書名の日付の上に、次々にそれぞれの署名がなされることで有効となる。
14. この覚書(MoU)は、無制限に署名を受け入れる。また、覚書(MoU)は、他の署名国に対し1年間の書面による通告を行うことによって、その参加を解除するという権利を署名国が持つことを条件に、無制限に有効である。
15. 保全管理計画を含め、この覚書(MoU)は、署名国の合意によって修正することができる。

16. 署名国は、自国内においては、保全管理計画で特定されているものよりも厳格な手段を用いることができることを認める。
17. 署名国は、相互の同意によって、覚書 (MoU) と統合的な、二国間、地域あるいは広域の管理計画を構築することができる。
18. この覚書 (MoU) のもとでの活動は、署名国や、地域内の小地域組織と連携して行われる。
19. アラビア語、英語、フランス語、および中国語で書かれた覚書 (MoU) の原文は、それぞれ等しく本物であり、CMS の事務局に預けられ、事務局はその預託者として活動する。この覚書 (MoU) に関するすべての問題に関して用いる公式言語は、英語とする。

2007 年 10 月 31 日、アブダビにて署名